

大都市制度（特別区設置）協議会

《第2回議事録》

■日 時：平成29年8月29日(火) 13:00～13:44

■場 所：大阪府議会 第2委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、
(名簿順)横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永慎市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、
中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、徳田勝委員、守島正委員、
黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

それでは、定刻となりましたので、第2回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は定数20名のうち20名の委員が出席されておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の法定協議会の開催に当たりまして、今月16日に第1回の代表者会議を開催しております。本日の協議項目をはじめとして、法定協議会における基本的な協議の進め方や質疑時間の取り扱いについて、各会派代表者の方と協議・調整を行っておりますので、まずその結果について事務局からご報告願います。

(事務局：井上制度企画担当部長)

それでは、16日に開催されました代表者会議の結果をご報告させていただきます。

まず、本日の協議会の協議事項としております、今月の10日に市の戦略会議で決定されました総合区素案につきまして、協議会規約第3条第2項に基づき、協議会への報告を求めるのかどうかについて協議が行われたところです。会議の中では、報告を求めるべきという意見のほか、総合区制度だけの報告なら必要ないのではないかなどの意見もありましたが、最終的には総合区の報告を求めることを決定した上で、日時を調整いただき、本日の開催となっております。

また、当協議会におきます基本的な協議の進め方についてもご協議いただき、協議時間につきましては、1回2時間を基本としつつ、協議事項や質疑方法などを踏まえ柔軟に対応するといったこと、また協議につきましては事務局作成の資料を基に行うこととなりますが、事務局から資料説明をした後の流れといたしまして、各委員から事務局や府市の担当課に質疑を行っていただき、委員間協議に進むことが確認されております。

なお、事務局説明から委員間協議までにつきましては、必ずしも1回の会議で全てを行うのではなく、状況に応じて数回に分けて行うことも確認されております。

次に、委員により事務局等への質疑につきましては、各会派で時間を割り振ることとし、全体の質疑時間の半分を各会派均等に割り振り、残りを各会派の議員数に応じて按分すること、また委員間協議につきましては時間を割り振らずに適宜行うことが確認されております。

以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の協議項目については、先ほど事務局から説明があったとおり、今日10日の大阪市戦略会議で決定された総合区素案について報告を求めることといたします。

それでは、総合区素案を作成された副首都推進局からご説明をお願いいたします。

(事務局：手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。

まず、私の方から本日お配りしております資料の位置付けなどをご説明させていただきまして、詳細につきましては後ほど担当部長から説明させたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

資料「副首都・大阪にふさわしい大都市制度」という部分ですが、これにつきましては総合区と特別区の共通の資料である「検討背景」と「総合区素案」という2つの構成になっております。

総合区素案には総論と各論があり、各論には区割りや事務分担、組織体制、予算の仕組み、財産管理、地域自治区など、9項目を制度設計案としてお示ししております。

また、この資料の位置付けですが、大阪市における総合区の制度設計の考え方、具体的な制度案について行政として精査し、取りまとめたものでございます。したがって、今後、大阪市会における議論はもちろんのこと、本協議会における議論も踏まえながら、内容につきましては追加、修正等を行っていくこととなります。

なお、資料につきましては、試算という形でいろいろな数字を出しておりますが、これも素案の策定時点において一定の条件の下で算出可能なものをお示ししているものでございますので、制度設計が変われば、この数値についても変わることがございますし、さらに今後精査をし、最終的に確定する必要があるという性格のものであることをご理解いただきたいと思います。

それでは、制度設計の詳細について担当部長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局：福岡制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。

お手元資料「副首都・大阪にふさわしい大都市制度〈検討背景〉」から順にご説明申し上げます。

目次をめくっていただいた背景－1では、副首都・大阪にふさわしい大都市制度を検討していく上での取組みとその課題と現状を示しております。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向が続いており、府市において一本化した成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯止めをかけるに至っていないこと、地方分権改革は道半ばであることなどを示しており、ページ中段以下には、

それらの参考データをお示ししております。

こうした課題の克服に向け、次のページで、副首都の必要性和大阪のポテンシャルとして、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること、また世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都・大阪を目指した取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現を目指すこと、すなわち、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを發揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていくことをお示ししております。

次のページには、これらの実現に向けて都市機能の充実とそれを支える制度が必要であり、具体的には、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実を図っていくことをお示ししております。

大阪が抱えるこうした課題への対応と副首都の必要性を踏まえ、副首都・大阪にふさわしい大都市制度へ改革することで、広域機能については、圏域の成長、安全・安心を支える強い大阪を実現、基礎自治機能においては、成長の果実を基に豊かな住民生活を実現、このような好循環を生み出し、副首都・大阪の未来像として、世界が注目する産業、文化、サイエンスの拠点、豊かで利便性の高い都市生活、スーパー・メガリージョンの西の核の実現を目指してまいります。

次のページには、大都市制度改革の具体的内容として、広域機能の強化、基礎自治機能の充実を制度面から推進するため、現行法制度の下で実現可能な総合区と特別区について制度案を作成することとしており、それぞれの基礎自治機能、広域機能について表にまとめております。

基礎自治機能について、総合区制度では、市長・市会が行政を展開する中で、総合区を設置することで、区長権限を拡充し議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントいたします。特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに設置される特別区において、選挙で選ばれた区長や区議会の下で行政を展開いたします。

広域機能について、総合区制度では、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し方針を決定することを、特別区制度では、大阪府に一元化し知事が方針決定することをお示ししております。

次に、総合区素案の総論を説明いたします。

総論の構成は、目次に示しますように、大阪市が総合区設置により目指すもの、住民自治の拡充に向けた制度設計、二重行政の解消に向けた取組みの推進、総合区設置による効果、各論におけるポイントとしております。

なお、点線枠内に記載しておりますように、本資料は行政として精査し取りまとめたものであり、議会や大都市制度（特別区設置）協議会における議論を踏まえ、追加・修正を行ってまいります。

次のページ、総論－1には、副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向け

て、総合区設置により目指すものをお示ししております。

上段枠内、住民に身近なサービスを区役所で提供し、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、その下に、総合区長権限の拡充や権限を最大限発揮できる仕組み、住民の意見を反映するための仕組みを構築した上で、総合区長は、政策や企画の立案を含め、総合的・包括的に行政を実施してまいります。

同時に、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、さらに下、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、府市連携・一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次のページ、総論－２には、住民自治の拡充に向けた制度設計の方向性について、上段に、総合区長の権限の拡充として、現在の区で実施中の事務に加え、局から総合区に事務を移管することを、中段に、総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みの構築として、事務権限の拡充に応じた体制の整備と総合区長の組織マネジメント、総合区長の財務マネジメントにより、住民ニーズを施策へ反映していくことを、下段には、住民意見を反映する仕組みの構築として、総合区政会議、地域自治区・地域協議会の設置をお示ししております。

総論－３には、総合区が担う事務と区数を検討するに当たり、局と総合区の役割分担の明確化として、総合区は住民に身近なところで住民生活に密接にかかわる事務を担う一方で、局は市全体の統一性・一体性や高度な専門性などが求められる事務を担った上で、住民に身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計してまいります。

中段、左側枠内には、総合区が担う事務として、一般市が実施する事務をベースに、住民生活と密接にかかわる事務を担うことを、右側枠内には、総合区の区の数について、総合区において地域の実情に応じたきめ細かいサービスを効果的・効率的に提供するために一定規模の人口が必要であることと、サービスの提供に必要な組織体制と財源を整えるとともに、体制整備に必要なコストの抑制を基本に、一番下の枠の右になりますが、将来推計人口ベースで約30万人程度の8区へ合区することをお示ししております。

総論－４では、総合区長の執行事務と市長・総合区長の関係を図示し、移管する事務の例を左の点線枠内に、右上には市長が引き続き行う事務を、一番下の枠内には総合区長が自らの責任において実施する事務を示しております。

総論－５では、総合区長の権限拡充に際して、職員数や予算規模の変動を図示しております。

職員数について、市全体で1万6,400人と、おおむね現行の範囲としながら、現状、局が約1万1,600人、行政区が約4,800人のところを、総合区設置後は、局が約9,400人、総合区が約7,000人という試算を示しております。

一方、予算については、平成28年度当初予算で試算したところ、約82億円の区予算が総合区では約226億円になることを見込んでおります。

また、欄外には区CM制度についての説明を記載しております。

総論－６では、総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みの構築として、上段の枠、組織マネジメントの面では、効果的・効率的な組織体制の構築と総合区長の職員任免権の活用を掲げております。

その下、財務面では、事務の移管にあわせた財源の充実とともに、予算意見具申権の活用を掲げております。

また、総合区長の意見を市政に反映できるよう総合区長が市長・副市長と政策協議できる場の設定や、区内の局事業について総合区長が関与できる仕組みも検討してまいります。

総論－7では、住民意見を反映するための仕組みの構築として、上段の枠内に示しますように、区域内の施策・事業の立案段階より住民が意見を述べ、区政運営に反映できるよう、それぞれの総合区に現在の区政会議と同様の総合区政会議を条例に基づき設置いたします。

また、その下に示しますように、地域コミュニティを維持し、住民意見を市政・区政に反映するため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置いたします。

なお、地域協議会は、地方自治法において、市長・総合区長等の諮問を受けて、あるいは地域協議会として意見を述べることができ、市長・総合区長等は必要に応じて適切な措置を講ずることとされております。

次の総論－8では、二重行政の解消に向けて、現在、副首都推進本部会議において協議・調整を行い、都市機能の充実に向け、府市が連携して戦略の一元化を推進しておりますが、総合区設置後においては、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組むこととし、副首都として求められる都市機能の強化や二重行政の解消に向けて引き続き具体化に取り組むこととしております。

総論－9の表は、これまでの説明を要約し、現在と総合区設置後における比較や期待される効果を表に示したものであり、説明は省略させていただきます。

次の総論－10には、参考として、大阪市における総合区設置による大都市制度の姿（イメージ）を示しております。

総論－11からは各論におけるポイントなどをお示ししておりますが、各論につきましては、資料「各論」に沿ってご説明いたします。

（事務局：大下制度調整担当部長）

制度調整担当部長の大下でございます。

資料「各論」の方をご覧ください。

表紙の裏の枠囲みの9つの項目につきまして順にご説明させていただきます。

まず、「1 区割り・区の名称、総合区役所の位置」につきまして、資料右肩、区割－1のページをご覧ください。

区割りの基本的な考え方である5つの視点につきまして、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、平成29年3月に公表している内容を改めてお示ししております。

その下、区の名称につきましては、方位、地勢等を考慮するなどの基本的な考え方に基づきまして、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民等の意見を踏まえて条例で定めることとしております。

次の区割－2では、区割り・区の名称の案をお示ししておりますが、素案での区名は、仮称として、北に位置する総合区から順に第一区から第八区としております。

区割－3は、8区の区割り案を検討する際に使用した基礎データをまとめたものでございます。

次の区割－４では、総合区役所の位置につきまして、現在の区役所庁舎から、住民の利便性を優先しつつ、庁舎面積も勘案し、総合区庁舎を選定するという基本的な考え方をお示ししており、次の区割－５では、その選定方法をまとめております。

上段の網かけ内に基本とする選定条件を記載しておりますが、住民の利便性において点数が高い区役所庁舎につきまして、その庁舎面積に①から③のルールを順に適用し、総合区庁舎を選定いたしております。

区割－６には、選定結果と理由を示しており、（仮称）第一区、淀川区役所、第二区、北区役所、第三区、福島区役所、第四区、城東区役所、第五区、西区役所、第六区、天王寺区役所、第七区、住吉区役所、第八区、平野区役所としております。

なお、欄外に、選定庁舎は、今後の施設利用計画や組織体制の確定などに伴い変更する可能性があることを記載しております。

次の区割－７では庁舎の位置を地図上に示し、区割－８以降は参考といたしまして選定評価表を示しております。

続きまして、「２ 事務分担」につきまして、事務－１をご覧ください。

基本的な考え方として、総合区事務を拡充する観点で仕分けを行っており、住民に身近な行政サービスは総合区で実施し、市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務は局で実施としております。

次の事務－２、局と総合区の事務分担でございますが、総合区が担う事務は、上段右側の点線枠囲みに記載のとおり、現在の区役所や保健福祉センターで実施している事務に加えまして、住民生活に密接に関わる事務を局から総合区へ移管する事務として仕分けを行っております。

また、下の表には、局に留保する事務に仕分ける際の分類と事務内容についてお示ししております。

続く事務－３、総合区の主な事務の表は、こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の４つの分野において、総合区の主な事務と期待される効果につきましてまとめたものでございます。

次の事務－４から事務－９までは、局と総合区の主な事務につきまして、「１ こども」、「２ 福祉」、「３ 健康・保健」、「４ 教育」をはじめ、「11 消防・防災」までの分野別に、局と総合区の主な事務を分類いたしております。

事務－10以降は、総合区政の運営のイメージといたしまして、総合区への事務移管に伴い、どのような効果が期待できるのかをまとめております。

事務－10では、保育所の設置・認可について、これまで市役所で判断していた整備計画や事業者の決定も含め、一貫して総合区役所で判断できるようになることで、これまで以上に地域の待機児童などの状況に応じた対応が期待できるのではないかといった効果をお示ししております。

事務－11では、道路・公園の維持管理について、工営所や公園事務所が移管されることで、区民からの要望に対し総合区がワンストップで総合的に判断し、迅速かつきめ細かく対応できるのではないかといった効果を、事務－12では、放置自転車対策について、工営所が移管されることで、区民からの要望に対し、撤去回数や時間帯の見直しなどを行うに当たり、迅速かつきめ細かく対応できるのではないかといった効果をお示ししております。

事務-13では、市民利用施設などの運営について、区民からの要望に対し、現在、全市的な観点で優先順位を決定し対応しておりますものを、総合区が判断し、より地域ニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといた効果を、事務-14では、区民に身近な施策の充実について、総合区長が総合的に判断し、予算や人員を重点配備することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといたことを示しております。

次の事務-15では、総合区と地域自治区の事務分担につきまして、下の図のとおり、総合区は区長が区に関する事務を総合的かつ包括的に推進しつつ、効率性や専門性も確保することから、右端に記載のとおり、総合区域内の事務に関する政策企画、局からの移管事務の実施、現在、24区単位で実施している事務の一部を集約して実施することとしております。また、その下の地域自治区は住民の利便性の確保や住民の多様な意見を区政運営に反映させることから、住民票や戸籍といった住民に接する窓口サービスや地域自治区における地域協議会の運営など、地域に密着した事務を実施することとしております。

次の事務-16、総合区と地域自治区的主要な事務では、現在の24区役所の事務と総合区設置後の事務を比較し、8総合区において政策企画に係る事務や、局から移管された事務などを実施するとともに、現在、24区役所で担う窓口関係などの住民に対する直接サービスは、総合区設置後も24地域自治区において引き続き実施することをお示ししております。

続きまして、「3 組織体制」につきまして、組織-1をご覧ください。

基本的な考え方として、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化を図っていくこととしております。その下、検討の視点につきましては、総合区にふさわしい組織体制として、機能的な組織体制の構築と、効果的・効率的な職員配置を行うこととし、またその下、総合区長の組織マネジメント力の強化として、職員任免権の付与や事務組織の移管により総合区長が担う組織範囲が拡大され、総合区長のマネジメント力を強化する人材配置ができる仕組みを構築してまいります。

次の組織-2、総合区にふさわしい組織体制の構築では、左側、総合区の事務組織の拡大や総合区長の権限拡充に伴い、それに見合った体制を整備することで右端に記載のとおり、総合区における政策企画機能の強化と地域自治区事務所における窓口サービスや地域に密着した事務の維持を図ることとしております。また、それに見合った体制整備といたしまして、中ほどに記載のとおり、局長級の副区長、部制による部長級の配置を行いますとともに、事務に見合った部門を設置し、職員の増員配置を行います。あわせて、地域自治区事務所につきましても体制整備を図ってまいります。

次の組織-3では、前のページで示した体制整備を踏まえた組織体制のイメージをお示ししております。なお、具体的な組織体制や事務分担につきましては、各総合区の定数の範囲内におきまして、区長の組織マネジメントの下、決定していくこととしております。

次の組織-4では、局から総合区への事務移管により大阪市全体の職員の配置状況がどのように変わるかを大枠のイメージで示しており、左のグラフでは、平成28年度時点で24区全体で約4,800人の区役所職員が、総合区では7,000人規模となり、その差約2,200人が局から総合区へ移管すると試算しております。

右の表では、移管する組織と事務の人員の内訳を示しており、現時点での概数でござい

ますが、工営所、保育所などの事業所を除きまして、局からの事務移管に伴い約230人が総合区へ移管するものと見込んでおります。

次の組織－5では、窓口サービスの維持に留意した上で合区による効率性の追求といたしまして、地域自治区事務所には計24行政区で行っている窓口サービスや地域に密着した業務のための職員を配置する一方、右側の点線囲みの中に記載のとおり、総務系の事務などを総合区に集約していくことをお示ししております。

次の組織－6は、事務の移管や集約化に伴う職員数の増減についての算定の考え方をまとめたものでございます。

中段の図の①の矢印のように、局の事務を総合区へ移管する場合には、業務の分散化によりスケールメリットが生じますことから、局から総合区へ移管する事務の対象人員に分散率を乗じて職員数の増員補正を行いますとともに、③の矢印のように、24区の事務を総合区へ集約する場合には、合区によるスケールメリットが働きますことから、当該事務の人員に集約率を乗じて職員数のマイナス補正を行っており、こうした調整を行いました上で総合区役所と地域自治区事務所の大枠の職員数を算定いたしております。

次の組織－7は、その職員数の増減の算定結果をまとめたものでございます。

表中の太線の枠囲みに、プラス80人と記載しておりますが、これは業務の分散化により職員の増員が必要となること、その下、マイナス170人は集約効果による見直し人員を示しております。

一番下のプラス80人は、総合区長の権限拡大を踏まえた機能強化のために増員配置する人員としており、この結果、おおむね現行職員総数の範囲内で業務執行体制を整備できるものと見込んでいるところでございます。

次の組織－8では、総合区における職員配置のイメージを概数でお示ししております。

左のグラフは平成28年度現在、24区役所の職員数が約4,800人、1区平均約200人でございますが、総合区移行後は区へ移管する事務に見合う職員230人のほか、工営所などの事業所職員1,970人を移管いたしますため、総合区全体の職員数としては約7,000人規模、1区平均880人程度となります。

また、移行後の総合区庁舎単位では、1区平均320人程度に、16か所の単独の地域自治区事務所では、1か所平均で約160人程度の職員数になることをお示ししております。

なお、右側の表は総合区別職員数の内訳を示したものでございます。

次の組織－9では、参考といたしまして、総合区役所、地域自治区事務所における部門別の主な事務の内容と職員数をお示したものでございます。

次の組織－10では、職員任免権の付与として、市長が任免権者として行ってきた職員の採用、承認、懲戒・分限処分などにつきまして、総合区職員に関しては、総合区長が任免権者としての権限を行使することや、総合区長の組織マネジメントの範囲につきまして、合区による区組織の拡大や局からの事務移管、工営所などの事業所が区組織になることに伴い、その範囲が大幅に拡大されることを示しております。

下の表では、任免権の主な内容につきまして、人事配置では、組織として最大限のパフォーマンスを実現するための所属内人事異動が可能となり、採用では、高度な専門性を有する任期付職員などの採用が可能となります。

さらに、昇任、懲戒処分、分限処分などの権限も行使可能となりますが、いずれの権限

も市全体の人事行政との調和や他の任免権者との均衡を図りながら、総合区長が判断することとしております。

次の組織－11では、総合区長による区政運営推進のための人材配置につきまして、総合区長の組織マネジメントを生かした人事異動、人事配置による人材育成と、組織パフォーマンスの向上を図っていくこと、また、下の図はそのイメージをお示ししたものでございます。

（事務局：福岡制度企画担当部長）

続きまして、「4 予算の仕組み」についてでございます。

予算－1では、その基本的な考え方などを示しており、これまでニアイズベターの考え方に基づき、区CM制度を設けるなど、区の特性を生かす取組みを他都市に先駆けて実施してきたことと、総合区制度創設により予算意見具申権が法律で位置付けられたことを背景として、その下に検討の視点として、総合区長の自律性の強化を目指し、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、予算意見具申権の具体化を図ることを示しております。

また、総合区予算の見える化につきましても、さらに充実いたします。

これらの具体的内容について、続く予算－2からお示ししております。

まず、総合区長がマネジメントできる財源の充実に向けて、地域の実情に応じた特色ある行政サービスの実現を目指す中、現状の区CM制度では、区長の局事務への関与は間接的ではありますが、総合区設置後は事務分担に応じて総合区長が直接マネジメントできる財源が充実し、これまで以上に施策分野の枠を超えた予算の策定、選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。

また、区の管理資産の有効活用や寄附金などにより、現行のインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、総合区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントの下、施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

予算－3には、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージをお示しております。現在の24区で区予算としているものは、平成28年度当初予算で約82億円であり、これとは別に各局で区長が間接的に関与できる区CM予算として約159億円を計上しております。総合区設置後は、平成28年度予算ベースで試算しますと、区予算は約226億円、また、局から区に予算配付し、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでおります。なお、以上の数字は今後の検討により変動が生じてまいります。

予算－4では、住民ニーズを市政、区政に的確に反映するため、総合区長の予算意見具申権の具体化として、総合区長と市長、副市長と意見交換する仕組みを整備し、住民に密接にかかわる各局所管の事務も意見具申の対象とすることを示しております。具体的には、総合区設置後は予算編成に先立つ方針作成プロセスからの参画として、仮称サマーレビューを設定し、住民ニーズを基に市長、副市長と幅広く意見を交換することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合も総合区長が直接参画し、住民ニーズを発信しつつ、市政の現状や課題など、市長と認識を共有してまいります。さらに、予算編成段階の関与についても

直接説明する場などを設定いたします。

次の予算－５は、これらの仕組みをフロー図にしたもので、グレーで囲んだ部分が新たな取組みとなります。

続く予算－６には、総合区長予算の見える化として、総合区長が財務マネジメントをより発揮する上で、その説明責任を果たすため、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ねていくことをお示ししております。

現状では、大阪市全体の予算を目的別に区分して示しておりますが、これらに加え総合区別の予算を分かりやすくお示しすることで、地域住民の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政、区政の実現へつなげてまいりたいと考えております。

続いて、「５ 財産管理」でございます。

まず、財産－１、財産に関する権限につきましては、法的な位置付けと検討の視点をお示しし、その視点に基づき下の枠囲みに示すように、取得・処分権限は市長に残し、住民に身近な財産の管理権限を総合区長に移管してまいります。

財産－２、財産管理については、現状区域内の施設の多くを各局長が管理しており、市域全域で画一的な運用となる傾向もありますが、総合区設置後は事務分担に応じ住民の身近な財産を区長が管理し、住民ニーズを的確に踏まえ、より一層きめ細かで柔軟な財産管理の実現とともに、局ごとに管理している財産を総合区長が横断的に管理することで総合区単位でのマネジメントの実現を見込んでおります。

次の財産－３では、こども、福祉をはじめ各分野の主な施設について、総合区長が管理する範囲をグレーの網かけで示し、その下に効果のイメージとして、子ども・子育てプラザなどの市民利用施設の相互利用、連携など、柔軟な対応が可能になるのではないかと、地域の要望を考慮した施設の修繕や、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりが可能となるのではないかと考えております。

財産－４、５では、こうした効果を生み出す運営のイメージを参考事例として図示しております。

次に、「６ 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について、地域－１、２をご覧ください。

制度検討の背景として、総合区の設置に当たっては現在の24区を8区へ合区いたしますが、市民に合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しております。

具体的には、次の地域－２の上から順に、総合区単位での住民意見の反映のため、総合区政会議を設置いたします。

また、24区単位に地域自治区を設置し、その事務所において窓口サービスを継続して実施し、住民の利便性を維持するとともに、地域協議会を設置し、住民の多様な意見を市政、区政に反映いたします。

なお、地域自治区の名称は、現在の行政区を冠した〇〇地域自治区といたします。

続く地域－３では、総合区政会議の具体的な内容をお示ししております。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。

また、委員につきましては、地域協議会委員から推薦された者、地域団体から推薦された者などで構成し、任期は2年、人数は10人以上50人以下の範囲内、報酬は無支給といたします。

次の地域－4では、地域自治区の事務所の概要として、事務は地域協議会の運営などに限らず、窓口サービスを実施し、現在の24区役所で提供する窓口サービスを継続、名称については現在の区名を残して〇〇地域自治区事務所といたします。

地域－5からは、地域自治区における地域協議会の詳細でございます。

まず、地域協議会の役割として、諮問への答申、建議により市長その他の市の機関に意見を述べることがあり、その内容は点線枠内に示す事項を想定しております。

また、市長は条例で定める重要事項で地域自治区の区域内に係るものを決定、変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないとされており、重要事項につきましては点線枠内を想定し、具体的な事項を検討の上、定めることとしております。

地域－6には、地域協議会の委員について地域団体から推薦された者、公募委員など区域内に住所を有する方で構成し、任期は2年、人数は10人以上50人以下の範囲内、報酬は支給しないことといたします。

地域－7では、諮問、答申、建議のパターンを総合区長が所管する事務、所管しない事務別にお示ししており、地域－8には参考として地域自治区制度の概要をお付けしております。

(事務局：大下制度調整担当部長)

続きまして、「7 総合区設置に伴うコスト」につきまして、コスト－1をご覧ください。

コストにつきましては、イニシャルコスト、ランニングコストとして一定の前提条件を設定して試算しております。

対象経費といたしましては、各総合区庁舎の新たな執務環境整備のための改修経費や、事務移管などに伴うシステムの改修経費、その他、区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などがございます。

次のコスト－2に、設置に伴うコストの総括として、イニシャルで約64.7億円（後日、62.7億円に訂正し、配布資料（副首都・大阪にふさわしい大都市制度《総合区素案》）については差し替え済）、ランニングで年間約9,000万円増という試算を示しております。

なお、右上に示しておりますように、これらの試算につきましては、今後の精査により変動する可能性がございます。

次のコスト－3から5には、各項目ごとの積算の内訳をお示ししております。

続きまして、「8 設置の日」につきまして、設置日－1をご覧ください。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないことなどを前提といたしまして、システムや庁舎の改修、住居表示変更、広報周知、関係機関との調整などの要素を勘案し、一番下に示しておりますように、総合区設置決定から約2年後をめどとするとしております。

次の設置日－2には、移行準備期間のイメージをお示ししております。

最後に、「9 総合区の姿」、別とじになった資料でございますけれども、これは各総

合区について特徴などをまとめたものであり、すがた－2から4までは各総合区の基礎データを記載し、すがた－5以降は各総合区ごとの人口、面積、職員数、市民利用施設といった概要や、産業などの特徴や各区の状況についてグラフなどを用いて分かりやすくまとめたものでございます。

総合区素案についての説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

(今井会長)

ありがとうございました。

ただ今、ご説明のあった総合区素案については、申し合わせにより本日は事務局説明のみとして、事務局質疑等については後日となりますが、まずは資料の記載内容などで確認されたい点、ご意見等がありましたらこの際ご発言を願います。

なお、発言されます場合は、インターネット配信をしている関係から、まず挙手していただきまして、私の方から指名をして、マイクを通してのご発言、よろしく願いいたします。

この資料に関して何かございますか。ないですか。

ご意見がありませんので、本日の協議会はこれにて終了とさせていただきます。

なお、この後、向かいの第3委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方はご参集いただきますよう、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。